

軽自動車の廃車の手続きは
3月31日までに！

軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者の方に課税になります。軽自動車（農耕車、原付バイクを含む）を所有しなくなったときは、速やかに廃車の手続きをしてください。（月割課税ではありません。）

各種軽自動車廃車手続き場所は次のとおりです。

■市役所各市民課窓口

・原付（125cc以下のバイク）
ク）

・農耕車

■関東運輸局 栃木運輸支局

・二輪（側車付のものを含む）

・二輪の小型自動車

■軽自動車検査協会栃木事務所

・三輪
・四輪（乗用・貨物、自家用・営業用）

・ボートトレーラー

■問い合わせ先

税務課 ☎(40)5554

あなたの税が未来を拓く

市町村税滞納ぼく滅月間2015

県内一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、3～5月を「市町村税滞納ぼく滅月間2015」として、栃木県との協働により、県内一斉に徴収の強化に取り組みます。



市町村税はわたしたちの身近なところでみんなの暮らしを支えています。未納の税金は速やかに納税してください。

自主的な納付をお願いします

市は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は財産の滞納処分（差押・公売など）をしなければなりません。滞納処分をしないで済むように、皆さんの自主的な納税をお願いします。納付が困難な場合は、早めに納付の相談をしてください。

手話通訳等養成講習会のお知らせ

下野市・小山市・野木町合同による手話通訳等養成講習会を開催します。受講を希望する方は、3月17日(火)までにお申し込みください。

【入門基礎講座（全37回）】

日時 4月18日～2月6日の土曜日、午前9時30分～正午

会場 小山市しらさぎ館 ほか

対象と定員 初めて手話を学び、手話を段階的に学びたい方、もしくは「(旧)入門」課程修了者20名(申込多数の場合は抽選)

受講料(テキスト代) 6,000円

【ステップアップ講座（全24回）】

日時 4月18日～12月5日の土曜日、午前9時30分～正午

会場 小山市しらさぎ館 ほか

対象・定員 「(新)入門基礎」講座修了者、「(旧)基礎」講座修了者、もしくは相応の経験者10名

(事前面接あり)

■受講料 実費

■申し込み・問い合わせ先 社会福祉課

☎(52)1112

コミュニティセンター友愛館に休館日が設けられます

平成27年4月1日から、コミュニティセンター友愛館に休館日が設けられます。施設ご利用の際には直接コミュニティセンター友愛館へご連絡ください。

■休館日

・毎週水曜日
・8月13日～8月16日
・12月29日～1月3日

■問い合わせ先

コミュニティセンター友愛館 ☎(40)8111

生活安全課 ☎(40)5555